

楽しく知ろう！消費生活2018

を開催しました。



消費生活センターでは平成30年11月30日(金)12月1日(土)にル・シーニュ2階GIGCOURTにて「楽しく知ろう！消費生活2018」を開催しました。両日も天気に恵まれ、871人と多くの方々にご来場いただきました。

1日の特別講演では、アフリカローズ代表の萩生田氏をお招きし、<薔薇で日本とアフリカをつなぐ>を題材に講演をしていただきました。様々なの方々、企業、機関にご協力をいただきましたこと、御礼申し上げます。

参加団体 8団体

アフリカローズ ガンホー・オンライン・エンターテインメント(株)
 キューピー(株) サントリーホールディングス(株) 府中警察署
 府中消防署 防災危機管理課(船山(株)) 消費生活センター

ご協力ありがとうございました。

「くらしの相談」配布中！

最新の相談事例をまとめた「くらしの相談vol29」を配布しています。

配布場所

消費生活センター、府中市役所1階市民相談室、4階経済観光課、各文化センター、市政情報センターなど



消費生活センター 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始が
お休みとなっています。

2019年3月							2019年4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2							6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30				
31													

2019年5月							2019年6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成30年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先

府中市生活環境部経済観光課
 消費生活センター
 TEL 042-360-3316
 FAX 042-351-4605
 Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

■は休館日となります。

府中市

消費生活だより

No.36 平成31年3月発行

編集・発行
 府中市生活環境部
 経済観光課
 消費生活センター
 〒183-0023 府中市宮町1-100
 Tel.042(360)3316



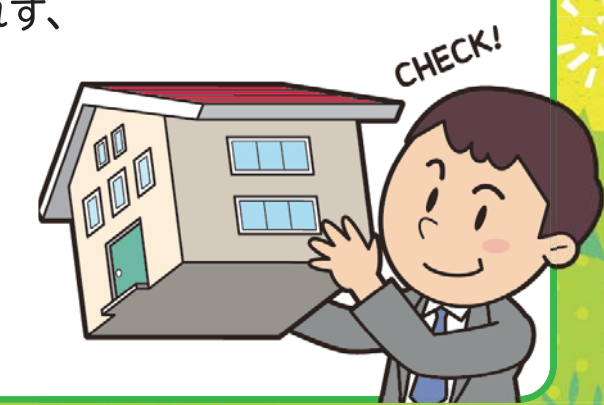
引っ越し・賃貸住宅の契約 トラブルが増加しています



新年度を迎えるにあたり、新たな地に引っ越しをして新生活をスタートする人も多いのではないのでしょうか。

消費生活センターにも就職、進学、転勤といった節目の時期には、「引っ越しの見積もりを依頼しただけなのにキャンセル料を取られた」「敷金が一切戻ってこなかった」などの引っ越しや賃貸住宅の契約に関する相談が多く寄せられています。

このようなトラブルに巻き込まれず、皆様が新年度を明るく迎えられるよう、引っ越し及び賃貸住宅の契約のポイントを紹介します。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

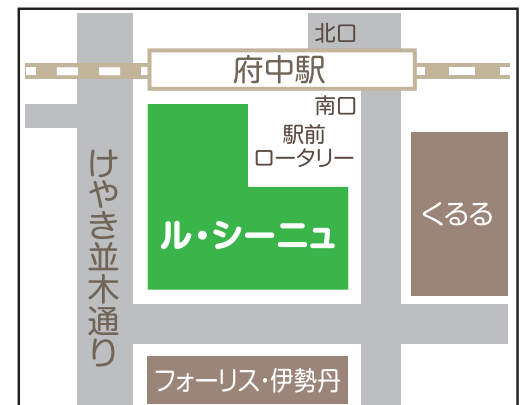
府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 月～金曜日(祝日・休館日除く)
 午前10時～正午/午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

相談方法 電話、または来所



◎相談事例 1



1か月後に引っ越しをすることになり、引越業者に見積りを取るよう来訪を頼みました。金額に納得したので、その場で契約しましたが、翌日、インターネットでもっと安い引越業者を見つけたので、先に契約した引越業者にキャンセルの連絡をすると、キャンセル料がかかると言われました。払わなくてはなりませんか。

Check! ひとつこと助言

引越業者は契約ルールを定めた約款にもとづいて業務を行います。約款は国土交通省の認可が必要で、多くの業者は国土交通省のモデル約款である標準引越運送約款を使用しています。標準引越運送約款では、引っ越し当日の3日前までは解約・延期手数料(キャンセル料)は発生しないと記しています。

トラブルを回避するためのポイント

訪問見積もりを頼みましょう

見積もりは複数の業者に依頼することが望ましいです。またその際、できれば訪問見積もりを頼みましょう。自ら荷物量を判断し見積もりを取ると、引っ越し当日に、「荷物量が申告された量と違うので対応できない」「もう一台トラックの手配が必要なので追加の料金を取る」などトラブルになる可能性があります。

契約前によく確認しましょう

業者によっては、ホームページに費用負担について掲載している場合もあります。引っ越しに関する費用は業者ごとに違うので、契約する前に、約款・規約や業者のホームページ上にある「よくある質問」などを含めて情報収集したうえで、見積もりの際に直接業者に料金の内訳を確認しましょう。契約時に渡される書類にも記載されている場合があるので、併せて確認するとよいでしょう。

引っ越し後も油断せずに

引っ越しによる荷物の紛失や破損があればすみやかに引越業者に連絡しましょう。標準引越運送約款により、荷物を受け取ってから3か月以内に連絡しなければ、引越業者の賠償責任は消滅します。



引っ越しの前後は多忙なケースが多いですが、落ち着いて手続き・後処理をすることが重要です!

◎相談事例 2



転職のため、賃貸マンションを退去することになりました。入居の際に敷金1ヶ月分の10万円を支払いましたが、退去することを告げると、敷金をリフォーム代に充てると言われました。自分ではきれいに使っていたつもりなので、納得できません。支払わなくてはなりませんか。

Check! ひとつこと助言

賃貸借契約が終了すれば賃借人は建物を明け渡さなくてはなりません。この時に賃借人は建物を元の状態に戻す義務があります。この義務のことを**原状回復義務**といいます。これは取り付けた造作物等を取り外すことをいうもので、新築で借りたら新築のようにきれいに戻すというものではありません。賃借人が通常の使用方法で生活した場合の損傷(いわゆる自然損耗)は貸主が負担すべきであると国土交通省のガイドラインに示されています。この考え方が定着していないことが敷金をめぐるトラブルの大きな問題点だと思われます。

トラブルを回避するためのポイント

契約する前に、事前説明でよく確認を

事前の説明を受けるときには、原状回復等の原則を理解したうえで、契約の内容は原則どおりか、重要事項説明をきちんと確認して、契約を結びましょう

部屋や設備の状況をしっかりチェック

トラブルを防止するには、入居当初にキズや汚れの状況を確認しておくことも大切です。修繕や退去する際に比較できるよう写真を撮っておくとよいでしょう。

修繕等の連絡は速やかに

修繕等が必要になったときは、速やかに貸主や管理会社に連絡をとって、対応を相談しましょう。

部屋の造作や設備を変更するのは貸主の承諾を得てから

貸主の承諾を得ずに、部屋の造作や設備を変えたり、壁を塗り替えたりするのはやめましょう。事前に貸主の承諾を得るようにし、原状回復についてもよく話し合っておきましょう。



少しでも不安があれば
消費生活センターへご相談ください!

